

1. 科学技術・学術政策研究所（以下「研究所」という。）の機関としての運営全般についての評価及び次期中期計画に対する意見聴取を行うため、研究所に機関評価・中期計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、委員20人以内で組織する。
3. 委員会に委員長を置く。委員長は、研究所の外部の科学技術・学術政策全般に広い知見を有する専門家その他の有識者（ただし、以下の条件のいずれかに該当する者を除く。）の中から、所長が委嘱する。
 - ① 以前に研究所の常勤職員であった者
 - ② 現行の中期計画期間中に客員研究官、特別研究員又は技術参与であった者
 - ③ 現行の中期計画期間中に研究所との間において契約を締結している事業者の役員及び当該契約業務に携わった事業者の職員であった者
 - ④ 現行の中期計画期間中に研究所の所管部局及び予算、機構・定員の査定等の業務に責任を有する行政部局の職員であった者
4. 委員は、研究所の外部から科学技術・学術政策を取り巻く諸情勢に関する幅広い視野を評価及び次期中期計画に取り入れるため、十分な評価能力を有しかつ公正な立場で評価及び意見聴取を実施することのできる以下の条件のいずれかに該当する者（ただし、3. ①～④の条件のいずれかに該当する者を除く。）の中から、所長が委嘱する。
 - ① 科学技術・学術政策研究又はそれに関連する分野に精通している国内外の専門家
 - ② 科学技術・学術政策研究に直接関連しないが幅広い知見を有する専門家
5. (1) 委員の任期は、原則として1年以内とする。
(2) 委員は、再任されることができる。ただし、連続する2期の中期計画期間を超えて再任されることはできない。
6. 委員会は、研究所の成果の主たる利用者である行政部局のニーズ等を機関評価及び次期中期計画に反映させるため、研究所の研究課題の設定及び成果の政策立案への活用等に係る行政部局関係者からのヒアリング等、機関評価及び次期中期計画の検討プロセスへの適切な関与を担保するための措置を講ずるものとする。
7. 委員会に、特定部門の問題の検討等を行うため、下部機構として部会を置くことができる。
8. 委員会の庶務その他評価及び意見聴取に必要な事務については、企画課において処理する。
9. その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

科学技術・学術政策研究所機関評価委員会設置要領（10科政研企第3号 平成10年1月16日）は、本要領の策定をもって廃止する。